

全塾協議会 議会運営規則

第1条（目的）

この議会運営規則は、全塾協議会の定例会及び臨時会の運営を適正かつ円滑に行い、全塾協定例会及び臨時会の健全な運営を図ることを目的とする。

第2条（発言）

- ① 定例会及び臨時会は、塾生の代表たる塾生代表並びに議員が発言することができる。また当然に議案を提出したものは、当該議案に限り発言することができる。
- ② 発言者は、氏名等の個人情報を議事録に掲載することに同意しなければならない。
- ③ 塾生代表は、自らの代理として事務局に発言を委託することができる。
- ④ 前三項の規定にかかわらず、議長が指名した場合はその限りではない。

第3条（議長の権限）

議長は、定例会及び臨時会の秩序を保持し、議事を整理し、議会を代表する。

第4条（副議長の設置）

- ① 副議長は、議長がやむを得ない事情により議会に出席できない場合や事故があるとき、議長の職務を行う。
- ② 副議長は、議長が指名し、議会の議決をもって選出される。

第5条（議員の欠席申請）

議員は、当然に定例会及び臨時会に出席しなければならない。やむを得ない事情があり欠席する場合、議長に対し事前に承認を得なければならない。また代行を自身が務める上部団体の構成員に務めさせる場合、その旨並びに事務局に指定された情報を事前に議長並びに事務局に提出しなければならない。

第6条（傍聴）

- ① 塾生は、定例会及び臨時会を傍聴することができる。但し、議場の定員数を超えた場合や議長による退場命令があった場合はこの限りではない。
- ② 全塾協議会は、塾生であることの確認ならびに参加者の情報管理を目的として、傍聴人の情報を一部取得することができる。傍聴人はこれを認めなければならない。
- ③ 傍聴人が公然と可否を表明し、または定例会及び臨時会を妨害するときは、議長はこれを制止しなければならない。その命令に従わないとき、これを退場させることができる。

第7条（紀律）

定例会及び臨時会中、本規則並びに全塾協議会が定める規約等に違反し、議場の秩序を乱す議員があるとき、議長はこれを制止しなければならない。その命令に従わないとき、その会の終了時まで発言禁止の措置を取る、または議場の外に退去させることができる。

起草者 慶應義塾大学 全塾協議会

第7代塾生代表 山田健太

以上の全塾協議会 議会運営規則案として承認する。

2023年5月21日

慶應義塾大学 全塾協議会

慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会

委員長 三河 創太

慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 後藤 美汐

慶應義塾大学 四谷自治会

会長 藤村 悠哉

慶應義塾大学 芝学友会

代表 荒井 大輔

慶應義塾大学 全塾協議会

塾生代表 山田健太

改正 2023年8月19日

施行 2023年8月19日

以上の改正を決議する。

慶應義塾大学 全塾協議会

慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会

委員長 三河 創太

慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 後藤 美汐

慶應義塾大学 四谷自治会

会長代理 藤村 理音

慶應義塾大学 芝学友会

代表 荒井 大輔

慶應義塾大学 体育会本部

主幹 田村 秀章

慶應義塾大学 福利厚生機関本部

代表 村井祐樹

以上の改正決議を承認する。

慶應義塾大学 全塾協議会

塾生代表 山田健太